

デ社第378号  
総行マ第88号  
令和7年7月4日

各都道府県知事殿  
各指定都市市長殿

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官  
( 公 印 省 略 )  
総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第245号）等が本日付で公布されました。

当該政令を含む本日公布した法令の主な内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

第1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

1 個人番号カードの交付を受けようとする者の指定する者に個人番号カードを交付する場合における当該指定された者の本人確認の措置については、次のいずれかに掲げる措置とすること。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第13条第7項第2号関係）

(1) 当該指定された者から、第13条第7項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けること。

(2) 1に掲げる措置に準ずるものとして主務省令で定める措置

2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・総務省令第7号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）の一部改正関係

(1) 個人番号カードの交付等を行う場合の本人確認書類について、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、交付市町村長等が特に認める場合には第4条第4号ロに掲げる書類（官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認める二以上の書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。））とし、回答書は原則省略するものとする。（第4条第4号関係）

(2) 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合において、当該代理人から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年政令第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第18条の3第1項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第13条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うことにより、令第12条第2項第1号に掲げる書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、同項第2号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができることとする。（第9条第2項関係）

(3) 第1の1の(2)の主務省令で定める措置は、当該代理人から番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第18条の3第1項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第18条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うこととする。（第15条の2関係）

(4) その他所要の規定の整備を行うものとする。

2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）の一部改正関係

(1) 利用者確認を代理人を通じてするときにとる措置について、委任状（代理人が法定代理人の場合にあつては、法定代理人であることを示す書類）及び回答書の提出

を求め、並びに番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第18条の3第1項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第18条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うことを可能とすること（ただし、代理人が法定代理人の場合は回答書は原則省略するものとする。）。（第5条第2項及び第41条第2項関係）

（2） 其他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第3 施行期日

施行期日は、公布の日とすること。

### 第4 留意事項

カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の利用にあたっては、第2に記載のとおり、送受信を行うためのプログラムや端末が必要であり、各団体の対応状況の住民への周知を含めて御留意いただきたい。なお、第2 1（3）及び第2 2（1）の事務に用いる当該端末に係る費用については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となります。

カード代替電磁的記録及びカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の利用に関しては、デジタル庁から「「iPhone のマイナンバーカード」に係る情報提供について」（令和7年6月20日事務連絡）等を各市区町村社会保障・税番号制度担当課及び各市区町村情報政策担当課宛に発出しているので、適宜御参照いただきたい。